

2019年1月24日

お問い合わせ先:

CBRE

マーケティング & コミュニケーション

03-5288-9283

CBREがデータセンターに関するレポートを発表

「エッジ・データセンター」 ～クラウドのラストマイル問題を解決するデータセンター～

CBRE(日本本社:東京都千代田区丸の内)は、本日、データセンターに関するレポート「エッジ・データセンター」を発表しました。当レポートは、都市部など利用者の近くに立地するデータセンター＝エッジ・データセンターの必要性を説明するとともに、それらに求められる不動産としての要件について解説しています。

主なポイントは以下の通りです。

- 近年、クラウドの利用が急成長したことで、郊外に立地するクラウド対応の大型データセンターが耳目を集めてきました。クラウドは、便利で使い勝手が良いサービスである一方、そのほとんどが郊外に設置されるため、通信遅延(レイテンシ)が大きくなるという欠点もあります。
- エッジ・データセンターとは、通信先の近くに立地し、狭いエリアのみカバーするデータセンターです。巨大な処理能力を持ち、広いエリアを遠くからカバーするクラウドに対し、エッジ・データセンターは処理能力こそクラウドに劣るものの、通信遅延を抑えることができます。
- 通信遅延は小さいほど良いですが、許容できる通信遅延の程度は用途によって異なります。そのため、用途毎にクラウドとエッジ・データセンターを使い分けることで、クラウドの利点を享受しつつ、通信遅延の問題を克服することができます。
- さらに、自動運転などIoTを活用する次世代技術では、わずかな応答遅延が致命的です。例えば時速60kmで走行する自動車は、0.1秒間で1.7mも進みます。従って、今後は次世代技術向けにエッジ・データセンターの需要がますます高まると考えられます。

詳しい解説は、弊社ホームページの「エッジ・データセンター」レポートを下記リンクよりご覧ください。

<https://www.cbre.co.jp/ja-jp/research-reports/japan-research-archives>

▼関連ニュースリリース**【2017年11月16日発表】データセンターレポート「新たな投資対象としてのデータセンター」**<https://www.cbre.co.jp/ja-jp/about/media-centre/cbre-identifies-data-centres-as-attractive-new-asset-class-for-investors>**【2017年2月21日発表】データセンターレポート「拡大するデータセンター」**<https://www.cbre.co.jp/ja-jp/about/media-centre/cbre-forecasts-japan-data-center-spike>**CBRE 日本法人について**

CBRE 日本法人は、不動産賃貸・売買仲介サービスにとどまらず、各種アドバイザリー機能やファシリティマネジメント (FM) などの 18 の幅広いサービスラインを全国規模で展開する法人向け不動産のトータル・ソリューション・プロバイダーです。CBRE の前身となった生駒商事が 1970 年に設立されて以来、半世紀近くにわたり、日本における不動産の専門家として、全国 10 拠点で地域に根ざしたサービスを展開してきました。企業にとって必要不可欠な「ビジネスインフラ」として認められる不動産アドバイザリー&サービス企業を目指して、国内約 1,100 名を超えるプロフェッショナルが、最適かつ的確な不動産ソリューションを中立的な立場で提供いたします。詳細につきましては日本国内ホームページ www.cbre.co.jp をご覧ください。公式 Twitter アカウント: [@cbrejapan](https://twitter.com/cbrejapan)

CBRE グループについて

CBRE グループ (NYSE:CBRE) は、「フォーチュン 500」や「S&P 500」にランクされ、ロサンゼルスの本拠とする世界最大の事業用不動産サービスおよび投資顧問会社です (2017 年の売上ベース)。全世界で 80,000 人を超える従業員、約 450 カ所以上の拠点 (系列会社および提携先は除く) を有し、投資家、オキュパイヤーに対し、幅広いサービスを提供しています。不動産売買・賃貸借の取引業務、プロパティマネジメント、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、事業用不動産ローン、不動産鑑定評価、不動産開発サービス、不動産投資マネジメント、戦略的コンサルティングを主要業務としています。

※免責事項: 本文書は貴社の責任と判断で利用いただくものであり、弊社は、貴社又は第三者が本文書に基づいて行われた検討、判断、意思決定及びその結果について法律構成・請求原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。